

審 第 2 4 0 5 号
答 申 第 5 4 0 号
令 和 2 年 3 月 3 日

千葉県公安委員会委員長
岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年1月31日付け公委（〇〇〇〇警）発第1号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第981号

平成30年12月30日付けで審査請求人から提起された、平成30年12月26日付け
〇〇〇〇警発第149号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決につい
て

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成30年11月29日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成27年12月19日現在〇〇〇〇警察署〇〇〇〇課の巡査部長（司法警察員が傷害事件の被疑者であるのに給料を支給されている事がわかる給与支給明細書）」

3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第11条の規定により本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとして、平成30年12月26日付け〇〇〇〇警発第149号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年12月30日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成27年12月19日現在〇〇〇〇警察署〇〇〇〇課〇〇〇〇巡査部長が〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇が2,000円支払い者が飲酒せず、私が若干飲酒、その後〇〇〇〇が私に傷害事件を起こした。平成28年2月19日、傷害事件の告訴状私が告訴人及

び民事裁判の原告（国賠）〇〇〇〇が公休日に傷害事件と判明。（捜査一課が告訴状を受理）〇〇〇〇の虚偽供述司法警察員らは〇〇〇〇を逮捕もせず、平成28年2月22日から同年3月下旬に千葉地方検察庁へ傷害事件の被疑者〇〇〇〇、被害届等の書類を送付（平成28年2月22日から同年3月下旬まで給与支払いか）

3 反論書の要旨

傷害事件の被疑者である〇〇〇〇の、平成28年2月22日から同年3月23日までの給与支給明細書の開示を求める。

第4 実施機関の弁明要旨

1 不開示の理由について

本件請求は、特定の傷害事件の被疑者として挙げているものであるが、本件請求に係る文書の存否を答えること自体、その者が、給料の支給を受けているかどうかを明らかにすることになる。

よって、条例第8条第2号（不開示とする個人情報）により、保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできない。

2 弁明の理由

本件請求は、特定の警察職員の給与に関する情報について開示を求めているが、本件請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、同職員に対して給与が支給されている事実の有無を明らかにすることとなり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、ひいては、同職員が傷害事件の被疑者か否かを特定することになる。

よって、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書の不開示情報の例外として開示する情報に該当しないことから、不開示とすべき情報である。

したがって、本件請求に係る文書が存在するか否かを回答すること自体が、保護しようとする個人の権利利益を侵害するため、条例第11条に該当することは明らかである。

3 結論

以上のことから、本件決定は適法かつ妥当であると考えます。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求に係る行政文書は、上記第2の2のとおり、「平成27年12月19日現在〇〇〇〇警察署〇〇〇〇課の巡查部長（司法警察員が傷害事件の被疑者であるのに給料を支給されている事がわかる給与支給明細書」である。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求は、特定の傷害事件の被疑者として挙げているものであるが、本件請求に係る文書の存否を答えること自体、その者が、給料の支給を受けているかどうかを明らかにすることになることから、条例第8条第2号（不開示とする個人情報）により、保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできないとして、条例第11条を理由に開示請求に係る文書の存否を明らかにせず本件請求を拒否する決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定の取消しを求めているため、本件決定の妥当性について、以下検討する。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

また、条例第8条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イからニまでのいずれかに該当する情報を除き、不開示情報として規定している。

(2) 本件請求は、開示請求書の記載の文言によれば、平成27年12月19日時点において、傷害事件の被疑者とされる〇〇〇〇警察署〇〇〇〇課の巡查部長が、給料を支給されていることが分かる給与支給明細書の開示を求めているものと解される。

そうすると、本件請求に係る行政文書の存否を答えることにより明らかになるのは、平成27年12月19日時点において、〇〇〇〇警察署〇〇〇〇課の巡查部長が傷害事件の被疑者であったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると認められる。

- (3) 本件開示請求書には、特定の警察署、課及び階級が記載されているものの、特定の個人の氏名は記載されておらず、また、開示請求書に記載された情報と照合することで特定の個人を識別することとなるような、他の公知の情報や一般に入手可能な情報も認められない。

そうすると、本件存否情報は、これを明らかにしたとしても、そのみで個人を特定することはできないものであり、これと照合することにより個人を特定することができる他の情報もなく、一般人にとっては傷害事件の被疑者とされる個人を識別することは困難な情報であると認められる。

したがって、本件存否情報が、条例第8条第2号本文前段に該当するとは認められない。

- (4) しかしながら、上記のとおり、一般人にとっては傷害事件の被疑者とされる個人を識別することは困難であるとしても、当該個人の近親者やその他職場の同僚等の関係者には、その内容から一定程度個人の特特定が可能であると考えられる。この場合、本件存否情報は、たとえ上記関係者であっても知られることを極力忌避する類の個人の一身上の機微に関する情報であって、このような情報が開示されることになれば、個人のプライバシーが侵害され、権利利益が害される結果となることは明らかである。

したがって、本件存否情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

- (5) なお、実施機関は上記2のとおり決定を行っているところ、個人に給料が支給されている事実の有無を明らかにすることが、直ちに条例第8条第2号本文後段の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるとは認められない。

したがって、「本件請求に係る文書の存否を答えること自体、その者が、給料の支給を受けているかどうかを明らかにすることになることから、条例第8条第2号

(不開示とする個人情報)により、保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできない」とした実施機関の判断は首肯できない。

(6) 以上のことから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号本文後段の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるため、実施機関が条例第11条を適用して本件請求を拒否した本件決定は、結論において妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関の本件決定は、結論において妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月 4日	諮問書の受理
平成31年 3月 1日	反論書の写しの受理
令和 元年 5月29日	審議
令和 元年 6月26日	審議
令和 元年 7月31日	審議
令和 元年 9月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)